

防人給第 6 4 8 1 号

2 7 . 4 . 1 0

一部改正 防人給第 4 6 8 5 号

3 0 . 3 . 2 7

陸 上 幕 僚 長 殿

人事教育局長

(公印省略)

特殊作戦隊員の指定等について（通知）

標記について、下記のとおり定められ、平成 2 7 年 4 月 1 日から実施することとされたので通知する。

なお、特殊作戦隊員の指定等について（人厚第 2 9 4 4 号。1 6 . 3 . 2 9）は、廃止する。

記

- 1 特殊作戦隊員の範囲等に関する訓令（平成 1 6 年陸上自衛隊訓令第 2 2 号。以下「訓令」という。）第 1 条第 1 項第 1 号に規定する別に指定する特殊作戦業務の課程は陸上自衛隊の教育訓練実施に関する達（昭和 4 0 年陸上自衛隊達第 1 1 0 - 1 号）に定める特殊戦課程とし、同項第 2 号に規定する別に指定する水陸両用の課程は陸上自衛隊の訓練課程における水陸両用の課程とし、同号に規定する別に指定する洋上潜入の課程は陸上自衛隊の訓練課程における洋上潜入の課程とし、同項第 5 号に規定する別に指定する洋上活動の課程は陸上自衛隊の訓練課程における洋上活動の課程と

する。

2 訓令第1条第1項各号に規定する別に指定する者は、次の各号に掲げる特殊作戦隊員の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 訓令第1条第1項第1号に規定する別に指定する者 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第11条の3第5項第2号に規定する特殊作戦業務に関する技能を必要とする職務に従事する者（心身の故障、適性の不足その他の理由により特殊作戦隊員として勤務することが困難な者として陸上幕僚長又はその委任を受ける者が指定する者以外の者（以下「適合者」という。）に限る。）

(2) 訓令第1条第1項第2号に規定する別に指定する者 次に掲げる者（適合者に限る。）

ア 水陸機動団の水陸機動連隊の本部管理中隊の情報小隊又は狙撃班に所属する者

イ 水陸機動団の水陸機動連隊の普通科中隊の小銃小隊（B）又は狙撃班に所属する者

ウ 水陸機動団の特科大隊の火力誘導中隊の火力誘導小隊の火力誘導班（A）に所属する者

エ 水陸機動団の偵察中隊の偵察小隊に所属する者

オ 水陸機動団の水陸機動教育隊の第1教育科の科長、教官又は助教

(3) 訓令第1条第1項第3号に規定する別に指定する者 適合者

(4) 訓令第1条第1項第4号に規定する別に指定する者 次に掲げる者（適合者に限る。）

ア 水陸機動団の水陸機動連隊に所属する者（第2号ア及びイに掲げる者を除く。）

イ 水陸機動団の特科大隊の火力誘導中隊に所属する者（第2号ウに掲げる者を除く。）

ウ 水陸機動団の施設中隊の水際障害処理小隊に所属する者

エ 水陸機動団の後方支援大隊の整備中隊（B）の水陸機動直接支援小隊に所属する者

(5) 訓令第1条第1項第5号に規定する別に指定する者 水陸機動団に所

属する者（第2号及び前号に規定する者を除き、適合者に限る。）